

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

規 則

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(子育て支援課)

一

規 則

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十四号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成十八年宮城県規則第四百四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成十八年文部科学省令第三号）」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第二十三号）」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成二十六年文部科学省令第二号）」に改める。

第二条第一項中「別表第二号ハ」を「別表第一第二号ハ」に改め、同条第二項中「別表第二号二」を「別表第一第二号二」に改める。

第三条第一項中「別表第三号イ」を「別表第一第三号イ」に改め、同項第一号中「幼保連携施設」を「連携施設」に、「保育所等」を「保育機能施設」に改め、同項第三号中「認定子ども園」を「幼保連携認定子ども園以外の認定子ども園（以下「幼稚園型認定子ども園等」という。）」に、「保育所等」を「保育機能施設」に、「幼保連携施設」を「連携施設」に改め、同項第五号中「保育所等」を「保育機能施設」に改め、同条第二項中「認定子ども園が」を「幼稚園型認定子ども園等が」に、「別表第三号ト」を「別表第一第三号ト」に、「認定子ども園以外」を「当該幼稚園型認定子ども園等以外」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「認定子ども園」を「幼稚園型認定子ども園等」に改め、同項第五号を削り、同項第六号中「認定子ども園」を「幼稚園型認定子ども園等」に改め、同号を同項第五号とする。

第四条中「別表第四号」を「別表第一第四号」に改め、同条第一号中「認定子ども園」を「幼稚園型認定子ども園等」に、「就学前のすべて」を「小学校就学前の全て」に改め、同条第二号及び第三号中「認定子ども園」を「幼稚園型認定子ども園等」に改め、同条第四号イからニまで以外の部分を次のように改める。

幼稚園型認定子ども園等において教育及び保育を行うに当たっては、次のイからニまでに掲げる事項について特に配慮しなければならない。

第四条第四号イ中「認定子ども園」を「幼稚園型認定子ども園等」に改め、「の相違」を削り、「就学前」を「小学校就学前」に改め、同号ロ中「就労状況等の生活様式」を「生活形態」に、「相違」を「違い」に、「内容について工夫を行う」を「内容やその展開について工夫する」に改め、同号ハ中「別表第一号ハ」を「別表第一第一号ハ」に、「短時間利用児が認定子ども園」を「教育時間相当利用児が当該幼稚園型認定子ども園等」に改め、同号ニ中「子育て力」を「子育てを自ら実践する力」に改め、同条第五号中「認定子ども園」を「幼稚園型認定子ども園等」に改め、「に固有の事情」を削り、「内容」を「事項」に改め、同条第六号中「認定子ども園」を「幼稚園型認定子ども園等に」に、「保育に」を「保育の内容に」に、「編成」を「作成」に改め、同号イ中「短時間利用児及び長時間利用児」を「教育時間相当利用児及び教育及び保育時間相当利用児」に改め、同号ハ中「同一学年の子どもで編制される」「認定子ども園それぞれの工夫で、子どもの」及び「の相違」を削り、「いくこと」を「設定する等の工夫をすること」に改め、同条第七号中「認定子ども園における園舎」を「幼稚園型認定子ども園等における園舎」に改め、同号イ中「満三歳未満の子どもを含む」を「零歳から小学校」に改め、「子どもが利用するため」を削り、「集団による活動の充実、異年齢の子どもによる交流等が図られるよう工夫する」を「同一学年の子どもで編制される学級による集団活動の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるよう工夫をする」に改め、同号ロ中「ことから、地域、家庭及び認定子ども園」を「ことを踏まえ、家庭、地域及び幼稚園

型認定ことも園等」に、「の観点から」を「を確保するため」に、「工夫する」を「工夫をする」に、「工夫を行う」を「工夫をする」に改め、同条第八号中「認定ことも園」を「幼稚園型認定ことも園等に」に改め、同号イ中「就学前」を「小学校就学前」に改め、同号ロ中「年齢の相違等」を「年齢の違い等」に、「家庭環境の相違等」を「連携協力」を「連携及び協力」に改め、同号ハ中「一つの施設で」を「共に」に改め、同号ニ中「工夫する」を「工夫をする」に改め、同号ト中「に相違がある」を「が異なる」に改め、同号チ中「子どもの」を削り、同号リ中「認定ことも園」を「幼稚園型認定ことも園等」に改め、同号ヌ中「子育て力」を「子育てを自ら実践する力」に、「生活様式」を「生活形態」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第九号中「認定ことも園は」を「幼稚園型認定ことも園等は」に改め、同号ロ中「小学校教育との連携及び接続においては、」を削り、「認定ことも園」を「幼稚園型認定ことも園等」に改め、同号ハ中「すべて」を「全て」に、「抄本、写し等」を「抄本又は写し等」に改める。

第五号中「別表第五号」を「別表第一第五号」に改め、同条第三号中「認定ことも園」を「幼稚園型認定ことも園等」に改め、同条第四号中「認定ことも園の」を「幼稚園型認定ことも園等の」に、「認定ことも園を」を「当該幼稚園型認定ことも園等を」に改める。

第六号中「別表第六号」を「別表第一第六号」に改め、同条第一号中「子育て力」を「子育てを自ら実践する力」に改め、同条第二号中「認定ことも園」を「幼稚園型認定ことも園等」に改める。

第七号中「認定ことも園認定申請書」を「幼稚園型認定ことも園等認定申請書」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の幼稚園型認定ことも園等認定申請書には、当該認定申請に関し知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

第十三条第三号中「認定ことも園」を「保育所型認定ことも園」に改め、同条を第十六条とする。

第十二条の見出しを「(認定の辞退等の届出)」に改め、同条第一項中「認定ことも園の」を「幼稚園型認定ことも園等の」に、「認定ことも園を廃止」を「当該幼稚園型認定ことも園等の認定を辞退し、又は当該幼稚園型認定ことも園等を休止」に、「当該廃止しようとする日」を「その辞退又は休止の日」に改め、同条第二項中「認定ことも園」を「幼稚園型認定ことも園等」に、「認定ことも園を廃止」を「幼稚園型認定ことも園等の認定を辞退し、又は当該幼稚園型認定ことも園等を休止」に改め、同条第十五条とする。

第十一条第一項中「第七条」を「第二十九条」に改め、同条第二項中「第七条第二号」を「第二十九条第二号」に改め、同条第三項中「第七条第三号」を「第二十九条第三号」に改め、同条第四項中「第八条第一項」を「第三十条第一項」に改め、「認定ことも園運営状況報告書(様式第四号)」を「幼稚園型認定ことも園等」に改め、同条に次の一項を加える。

幼稚園型認定ことも園等運営状況報告書(様式第十二号)に改め、同条第五項中「認定ことも園運営状況報告書」を「報告書」に改め、同条を第十四条とする。

第十条第一項中「第六号第一号」を「第二十八号第一号」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「別表備考第二号イ」を「別表第一備考第一号イ」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「別表備考第二号ロ(2)」を「別表第一備考第一号ロ(2)」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「別表備考第四号」を「別表第一備考第三号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項中「第六条第二号」を「第二十八号第二号」に改め、同条を第十三条とする。

第九条の見出し中「変更」を「幼稚園型認定ことも園等の変更」に改め、同条第一項中「第七号第一項」を「第二十九号第一項」に改め、「規定による」の下に「幼稚園型認定ことも園等の」を加え、「認定ことも園認定申請事項等変更届出書(様式第三号)」を「幼稚園型認定ことも園等認定申請事項等変更届出書(様式第九号)」に改め、同条第二項中「認定ことも園認定申請事項等変更届出書」を「幼稚園型認定ことも園等認定申請事項等変更届出書」に改め、同条を第十一条とし、同条の次に次の一項を加える。

(幼稚園型認定ことも園の変更の届出)

第十二条 法第二十九条第一項及び省令第十五条第二項の規定による幼稚園型認定ことも園の変更の届出は、幼稚園型認定ことも園認可申請(届出)事項等変更届出書(様式第十号)によるものとする。

2 前項の幼稚園型認定ことも園認可申請(届出)事項等変更届出書には、当該変更に関し知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

第八条第一項中「申請書の様式」を「保育所型認定ことも園(条例別表第一備考第二号)に規定する保育所型認定ことも園をいう。以下同じ。の認定の有効期間の更新を受けようとする者が提出する申請書の様式」に、「認定ことも園認定有効期間更新申請書」を「保育所型認定ことも園認定有効期間更新申請書」に改め、同条第二項中「認定ことも園認定有効期間更新申請書」を「保育所型認定ことも園認定有効期間更新申請書」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(設置等の届出)

第九条 法第十六条の規定による設置の届出は、幼稚園型認定ことも園設置届出書(様式第三号)によるものとする。

2 法第十六条の規定による廃止又は休止の届出は、幼稚園型認定ことも園廃止(休止)届出書(様式第四号)によるものとする。

3 法第十六条の規定による設置者の変更の届出は、幼稚園型認定ことも園設置者変更届出書(様式第五号)によるものとする。

4 前三項の届出書には、当該届出に関し知事が必要と認める書類を添付しなければならない。
(設置等の認可の申請)

第十条 法第十七条第一項の規定による設置の認可の申請は、幼保連携型認定こども園設置認可申請書(様式第六号)によるものとする。

2 法第十七条第一項の規定による廃止又は休止の認可の申請は、幼保連携型認定こども園廃止(休止)申請書(様式第七号)によるものとする。

3 法第十七条第一項の規定による設置者の変更の申請は、幼保連携型認定こども園設置者変更申請書(様式第八号)によるものとする。

4 前三項の申請書には、当該申請に関し知事が必要と認める書類を添付しなければならない。
様式第一号中「認定こども園認定申請書」や「幼稚園型・保育所型・地方裁量型認定こども園」

「認定こども園の認定」や「幼稚園型認定こども園等(以下「認定こども園」という。)の認定」
「幼稚園の収容定員若しくは保育所又は認可外保育施設の入所定員」や「幼稚園の収容定員又は保育所若しくは認可外保育施設の入所定員」
「幼稚園型・保育所型・地方裁量型認定こども園」

| | | |
|---|---|-------------------------------|
| 「 児童福祉法第39条第1項に規定する 乳児又は幼児の数 」 | や | 「 保育を必要とする子どもの数 」 |
| 「 児童福祉法第39条第1項に規定する 乳児又は幼児以外の子どもの数 」 | や | 「 保育を必要とする子ども以外の子どもの数 」 |

「4 施設的位置図、付近の見取図及び施設の面積が分かる平面図

5 教育及び保育に関する全体的な計画及び指導計画

6 教育及び保育に従事する職員の研修計画

7 子育て支援事業の実施に関する計画

8 管理運営体制に関する書類

9 その他知事が必要と認める書類

「4 法第3条第5項各号の基準を満たすことを証する書類

5 施設的位置図、付近の見取図及び施設の面積が分かる平面図

6 教育及び保育に関する全体的な計画及び指導計画

7 教育及び保育に従事する職員の研修計画

8 子育て支援事業の実施に関する計画

9 管理運営体制に関する書類

10 その他知事が必要と認める書類

様式第一号中「認定こども園認定有効期間更新申請書」や「保育所型認定こども園認定有効期間更新申請書」及び「認定こども園の」や「保育所型認定こども園(以下「認定こども園」という。)の」
に定める。

様式第三号及び様式第四号を削り、様式第二号の次に次の十様式を加える。

様式第3号 (第9条関係)

幼保連携型認定こども園設置届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

市 町 村 長

下記のとおり幼保連携型認定こども園を設置したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第16条の規定により届け出ます。

記

- 1 目的
- 2 名称
- 3 所在地
- 4 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面
- 5 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程(園則)
- 6 経費の見積り及び維持方法(定員含む。)
- 7 開設の時期

添付書類

- 1 学級の編制の基準を満たすことを証する書類
- 2 職員の数等の基準を満たすことを証する書類
- 3 園舎及び園庭の基準を満たすことを証する書類
- 4 園舎に備えるべき設備の基準を満たすことを証する書類
- 5 園具及び教具、教育及び保育を行う期間及び時間並びに表示の基準を満たすことを証する書類
- 6 施設の位置図、付近の見取図及び施設の面積が分かる平面図
- 7 教育及び保育に関する全体的な計画及び指導計画
- 8 教育及び保育に従事する職員の研修計画
- 9 子育て支援事業の実施に関する計画
- 10 管理運営体制に関する書類
- 11 その他知事が必要と認める書類

様式第4号 (第9条関係)

幼保連携型認定こども園廃止(休止)届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

市 町 村 長

下記のとおり幼保連携型認定こども園を廃止(休止)したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第16条の規定により届け出ます。

記

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 廃止(休止)の理由
- 4 園児の処置方法
- 5 廃止の期日(休止の予定期間)
- 6 財産の処分

添付書類

知事が必要と認める書類

注 事案に応じて適切な語句を用いること。

様式第5号 (第9条関係)

幼保連携型認定こども園設置者変更届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

市 町 村 長

市 町 村 長

下記のとおり幼保連携型認定こども園の設置者の変更を行いたいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第16条の規定により届け出ます。

記

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 変更事項

| 変更しようとする事項 | 変更前 | 変更後 |
|------------|-----|-----|
| | | |

- 4 変更の理由
- 5 変更予定年月日

添付書類
変更の内容が分かる書類

注 事案に応じて適切な語句を用いること。

様式第6号 (第10条関係)

幼保連携型認定こども園設置認可申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

住所
法人等名称
代表者氏名

下記のとおり幼保連携型認定こども園の設置の認可を受けたいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定により申請します。

記

- 1 目的
- 2 名称
- 3 所在地
- 4 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面
- 5 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程 (園則)
- 6 経費の見積り及び維持方法 (定員含む。)
- 7 開設の時期

添付書類

- 1 学級の編制の基準を満たすことを証する書類
- 2 職員の数等の基準を満たすことを証する書類
- 3 園舎及び園庭の基準を満たすことを証する書類
- 4 園舎に備えるべき設備の基準を満たすことを証する書類
- 5 園具及び教具、教育及び保育を行う期間及び時間並びに表示の基準を満たすことを証する書類
- 6 法第17条第2項各号に掲げる基準に該当しないことを証する書類
- 7 施設の位置図、付近の見取図及び施設の面積が分かる平面図
- 8 教育及び保育に関する全体的な計画及び指導計画
- 9 教育及び保育に従事する職員の研修計画
- 10 子育て支援事業の実施に関する計画
- 11 管理運営体制に関する書類
- 12 その他知事が必要と認める書類

様式第7号 (第10条関係)

幼保連携型認定こども園廃止 (休止) 申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

住所
法人等名称
代表者氏名

下記のとおり幼保連携型認定こども園を廃止 (休止) したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定により申請します。

記

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 廃止 (休止) の理由
- 4 園児の処置方法
- 5 廃止の期日 (休止の予定期間)
- 6 財産の処分

添付書類
知事が必要と認める書類

注 事案に応じて適切な語句を用いること。

様式第8号 (第10条関係)

幼保連携型認定こども園設置者変更申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

住所
法人等名称
代表者氏名

住所
法人等名称
代表者氏名

下記のとおり幼保連携型認定こども園の設置者の変更を行いたいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定により申請します。

記

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 変更事項

| 変更しようとする事項 | 変更前 | 変更後 |
|------------|-----|-----|
| | | |

- 4 変更の理由
- 5 変更予定年月日

添付書類
変更の内容が分かる書類

注 事案に応じて適切な語句を用いること。

様式第9号 (第11条関係)

幼稚園型認定こども園等認定申請事項等変更届出書
(幼稚園型・保育所型・地方裁量型認定こども園)

年 月 日

宮城県知事 殿

住所
氏名又は名称
代表者の氏名
(市町村長)

下記のとおり幼稚園型認定こども園等の認定申請事項等を変更したので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 認定こども園の名称
- 3 変更事項

| 変更しようとする事項 | 変更前 | 変更後 |
|------------|-----|-----|
| | | |

4 変更予定年月日

添付書類
変更の内容が分かる書類

注 事案に応じて適切な語句を用いること。

様式第10号 (第12条関係)

幼保連携型認定こども園認可申請 (届出) 事項等変更届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

住所
氏名又は名称
代表者の氏名
(市町村長)

下記のとおり幼保連携型認定こども園の認可申請 (届出) 事項等を変更したので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 変更事項

| 変更しようとする事項 | 変更前 | 変更後 |
|------------|-----|-----|
| | | |

4 変更の理由
5 変更予定年月日

添付書類
変更の内容が分かる書類

注 事案に応じて適切な語句を用いること。

様式第11号 (第14条関係)

幼稚園型認定こども園等運営状況報告書
(幼稚園型・保育所型・地方裁量型認定こども園)

年 月 日

宮城県知事 殿

住所
氏名又は名称
代表者の氏名
(市町村長)

幼稚園型認定こども園等の運営状況について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第30条第1項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 認定こども園の名称
- 3 報告の日の前日における利用定員

| 区分 | 満3歳未満の者 | 満3歳以上の者 | 計 |
|--------------------------|---------|---------|---|
| 保育を必要とする子どもに係る利用定員 | 人 | 人 | 人 |
| 保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員 | 人 | 人 | 人 |
| 計 | 人 | 人 | 人 |

添付書類

- 1 職員配置の基準を満たすことを証する書類
- 2 職員資格の基準を満たすことを証する書類
- 3 施設設備の基準を満たすことを証する書類
- 4 法第3条第5項各号の基準を満たすことを証する書類 (公立施設は不要)
- 5 施設の位置図、付近の見取図及び施設の面積が分かる平面図
- 6 教育及び保育に関する全体的な計画及び指導計画
- 7 教育及び保育に従事する職員の研修計画

- 8 子育て支援事業の実施に関する計画
- 9 管理運営体制に関する書類
- 10 職員研修、子育て支援事業等の実施状況が分かる書類
- 11 その他知事が必要と認める書類
(前年度報告時から変更のないものは添付不要)

様式第12号 (第14条関係)

幼児連携型認定こども園運営状況報告書

年 月 日

宮城県知事 殿

住所
氏名又は名称
代表者の氏名
(市町村長)

幼児連携型認定こども園の運営状況について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第30条第1項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 報告の日の前日における子どもの数

| 区分 | 満3歳未満の者 | 満3歳以上の者 | 計 |
|---------------------------|---------|---------|---|
| 保育を必要とする子どもに係る利用定員 | 人 | 人 | 人 |
| 保育を必要とする子ども以外の子どものに係る利用定員 | 人 | 人 | 人 |
| 計 | 人 | 人 | 人 |

添付書類
知事が必要と認める書類

注 事案に応じて適切な語句を用いること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
(経過措置)

- 2 改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の規定によるものとみなす。